

# さくら市農業委員会総会議事録（令和5年3月定例総会）

1. 開催日時 令和5年3月24日（金）午後1時30分から午後2時54分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（16人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（2人）

6番	片岡 純雄
9番	大谷 伸二

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
	議案第5号 さくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準の廃止について
	議案第6号 さくら市農業委員会個人情報保護条例施行規程の改正について
	議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

- 議案第 8 号 さくら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
- 議案第 9 号 情報公開審査請求裁決について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委  
 係長 大山 昌良  
 主査 高野 洋  
 主事 大野 まりか

7. 会議

事務局	大竹	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は 16 名で、6 番 片岡純雄委員 及び 9 番 大谷伸二委員が欠席ですが、定足数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。天候は良くないのですが、市役所に来たら桜が満開で雰囲気が良いのですけれど、それに伴って、農作業もそろそろ忙しくなってきた、何んとなき気忙しい感じだと思っておりますが、そんな中、本日はありがとうございます。一昨日、先月連絡のあったインボイスの説明会に何名かで参加しました。色々な情報が入ってきているので概要は何となく分かったのですが、結局のところ、一人一人何を作ってどこに売っているか、経緯をみていかないと、申請したほうが良いのか否かの判断は難しいというのが結論だった気がします。3 月一杯までの申請ですが、実際には、まだまだ間に合うようなので、あまり慌てないで、良く勉強した方が良くと思います。今日の総会は、案件は少ないのですが、論議いただくような議案がありますので、慎重審議をお願いします。その他のところで話があるのですが、今回の人事異動で大山係長が異動になりました。今日は、大山係長を交えての最後の総会になりますので、気持ち良く転出できるように、良い総会にしましょう。よろしく申し上げます。それではただ今から、さくら市農業委員会 3 月定例総会を開催いたします。</p>

事務局	大竹	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、2月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可1件申請者(有)〇〇につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ2月28日付けで許可相当の答申を受けました。許可書については、さくら市が発行する「土地開発事前協議に係る承認書」の交付日に合わせて交付しますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第3号1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
7番	小菅	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第3号3件の合計3件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
17番	七久保	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件の合計4件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に、第4調査会副委員長の報告を求めます。</p>
10番	加藤	<p>本日午前9時30分より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号2件、議案第3号1件の合計3件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明</p>

		がありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	齋藤	<p>それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 3番の小林功委員、5番の伊藤喜章委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の副委員長より指名願います。
10番	加藤	あっせん委員といたしまして、6番 片岡純雄委員、10番 加藤で担当いたします。
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号1番のあっせん委員は、6番 片岡純雄委員、10番 加藤幸治委員を指名します。 続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
17番	七久保	あっせん委員といたしまして、9番 大谷伸二委員、17番 七

		久保で担当いたします。
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号2番のあっせん委員は、9番 大谷伸二委員、17番 七久保勉委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の副委員長より指名願います。
10番	加藤	あっせん委員といたしまして、6番 片岡純雄委員、13番 柴山昇委員で担当いたします。
議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号3番のあっせん委員は、6番 片岡純雄委員、13番 柴山昇委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第1号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
17番	七久保	あっせん委員といたしまして、9番 大谷伸二委員、17番 七久保で担当いたします。

議長	齋藤	<p>それでは、議案第1号 番号4番のあっせん委員は、9番 大谷伸二委員、17番 七久保勉委員を指名します。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがあるが0.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>本件は、自己所有農地にナラの木を植林し、農地転用する案件です。</p> <p>転用行為の必要性ですが、申請人は83歳と高齢であり、また、自宅より遠く、周囲が山林で日照も悪く農地には向いておりません。このため植林し山林として管理するものです。</p> <p>土地利用計画ですが、申請地438㎡にナラの苗木35本、6,475円相当を森林組合より購入し、申請人本人が植林いたします。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側は申請人所有地、東側は雑種地、西側・南側は道路ですので、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>3月17日に地元の推進委員と現地を確認し、また、本日の調査会において書類審査のうえ現地確認を行い、問題ないと判断いたします。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めま</p>

		す。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
3番	小林	<p>この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明は省略させていただきます。譲渡人が住宅建築を目的として農地法第5条の許可を受けた土地です。今回の案件は譲渡人から一般住宅の建築を予定している譲受人への所有権移転の案件であります。許可することは何ら問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、資金計画としては、金融機関より融資証明書が添付されております。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めま</p> <p>す。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、市役所の周辺1Km以内、宅地化率40%以上の区域内でありますので第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>今回の申請は、所有者が〇〇に売買による所有権移転、5条申請で建売分譲を目的とした申請であります。この申請地には周りに道路、水路、雑種地に囲まれておりまして、西側には△△との間に農地が残っているのですが、その農地に行くための道路を申請地の北側に確保されていますので、何ら問題はないと思います。農地に与える影響もないと思います。</p> <p>16日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号2番については、原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして、議案第3号 番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
20番	手塚	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、譲渡人〇〇さんから譲受人(株)△△への売買により所有権移転する案件です。</p> <p>転用行為の必要性及び土地の選定理由についてですが、(株)△△は、さくら市近郊で不動産の売買、賃貸、仲介及び管理をしています。この度、新たに宅地分譲地を模索しておりました。</p> <p>当該申請地周辺は住宅地に囲まれており、日照通風も良く、幅員4m以上の公衆用道路に接しており、公共上水道・下水道施設があり、また、近隣に食品等生活必需品の店舗、□学校があり住環境に優れているため宅地分譲地として最適であるとの判断に至りました。</p> <p>土地利用計画ですが、施設は宅地分譲地です。土地の造成は合計面積935㎡を4区画にし、各区画の境にブロック塀2段、高さ約1mのフェンスを設置し、各区画敷地内に砂利を敷き詰めます。進入路の位置ですが、南側に市道〇〇号、西側に△△番△の土地に接続します。取水・排水計画は、取水は市公共水道より取水、排水は市公共下水道へ排水します。雨水は敷地内に自然浸透させます。</p> <p>資金計画は、土地取得費、工事費、諸経費合わせて2千万円です。全額借入金でまかないます。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、周辺は住宅地であり、農地、農業用水・排水施設及び耕作道はありません。</p> <p>16日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。問題は無いと考えております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、担当委員の説明をお願いいたします。</p>
12番	千野根	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する)</p> <p>この案件は、〇〇(株)が△△氏より売買により太陽光発電設備を設置する案件です。</p> <p>転用行為の必要性についてですが、当該地は北側に所有者の太陽光発電システムがあり、西側は雑種地、南側は雑種地・道路、東側には山林があります。現に北側隣接地に太陽光発電システムを所有しており、一元管理が出来、かつ周囲に障害物がなく、太陽光発電に適した土地であることから、本事業を計画しました。</p> <p>土地の選定理由ですが、周辺を農地以外の土地及び耕作放棄地に囲まれていることから、近隣農作業に対しての効率的、総合的な利用に支障を及ぼす可能性は無く、太陽光発電に適した土地であったため選定しました。</p> <p>土地利用計画につきましては、合計事業区域面積1511㎡、太陽光パネル212枚、パワーコンディショナー10台、売電単</p>

		<p>価23.1円、駐車スペース249㎡です。</p> <p>資金計画ですが、全額自己資金で、合計19,886,668円です。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、太陽光発電システム設備の高さは2.2mであり、東側道路及び南側道路は1.8m以上の隔離を取るため、日照・通風への影響は軽微です。事業予定地へフェンスを設置することで、境界を明確にいたします。系統連系の2ヶ月後に1回、以降4ヶ月毎に除草等を実施することで、適切な維持管理を行います。周辺の農地に被害が及ばないように配慮し、不慮の事態が発生した場合には責任をもって対処します。</p> <p>19日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いました。問題は無いと判断しております。</p> <p>皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号 番号5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>(議案第3号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	それでは、担当委員の説明をお願いいたします。
13番	柴山	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、同じ敷地内に住んでいる〇〇さんが、△△さんの土地に一般住宅を建築する案件であります。 転用行為の必要性についてですが、同じ敷地内に生活しておりますが、夫婦2人・子ども1人で住むための自己用住宅を持ちたいということです。 土地の選定理由ですが、現在の住まいからあまり離れず、現在のライフスタイルを大きく変えることなく生活できる場所であることです。 土地利用計画は、一般住宅、木造2階建です。 周辺農地への被害防除対策ですが、隣接地及び道路との高低差は30°以下の法面形状により土砂の流出を防ぎます。また、一般住宅のため周囲の農地に与える影響はないと考えられます。 3月18日に地元の推進委員と現地を確認し、また本日、調査会において書類審査および現地確認を行いましたが無ら問題はないと考えております。 皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
16番	小林	権利設定・移転の原因で「使用貸借」と「使用貸借権」は、何か違いがあるのですか。
事務局	高野	どちらも意味は同じです。
議長	齋藤	その他何かございますか。  【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案どおり承認されました。

続きまして、議案第3号 番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

高野

(議案第3号番号6番について、朗読して説明する。)

なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

以上です。

議長

齋藤

それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

3番

小林

この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内にありますので、場所の説明は省略させていただきます。

この案件は、売買による所有権移転の案件であります。転用目的は共同住宅です。

転用行為の必要性についてですが、当社は県内全域を対象に賃貸物件管理等を主として不動産業を営んでおります。事業拡大に伴い、住居地域として大変人気の高いさくら市地内に物件確保したいと考え、今回の計画に至りました。

土地の選定理由ですが、申請地は近隣市町へのアクセスも大変良好であり、周辺には生活に必要な施設も充実しており賃貸物件保有には最適であると判断致しました。なお、当該地には既に共同住宅が建築されており、現所有者が転売を希望している物件であるため、その他の土地について選定はしておりません。

事業計画といたしまして、共同住宅の既存の状況ですが、取水は市営上水道より取水。雨水は区画整理地内調整池に接続し処理し処理しています。汚水等は公共下水道に接続しております。日照・通風の確保は、周囲は既に宅地化されており、今までにも特に問題は起きておりません。

資金計画ですが、土地取得費・建物取得費・諸経費合わせて7千700万円、金融機関より融資にてまかないます。融資証明書も添付されております。

以上のような状況でございます。

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号 番号6番について、承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号 番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p>
14番	石原	<p>議案第4号につきましては、当時者であるため退席いたします。</p>
19番	石田	<p>議案第4号につきましては、当時者であるため退席いたします。</p>
議長	齋藤	<p>議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当時者である14番「石原功江 委員」、19番「石田多美子 委員」の退席を許可します。</p> <p><b>【14番 石原 功江 委員 退席】</b></p> <p><b>【19番 石田 多美子 委員 退席】</b></p>
議長	齋藤	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和4年度 第12号 公告予定年月日は令和5年3月31日です。</p>

		<p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規13件、再設定55件、農地中間管理権取得が1件、所有権移転が2件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号については、原案どおり承認されました。</p> <p>14番「石原功江 委員」、19番「石田多美子 委員」の着席を願います。</p> <p><b>【14番 石原 功江 委員 着席】</b></p> <p><b>【19番 石田 多美子 委員 着席】</b></p>
議長	齋藤	<p>次に、議案第5号「さくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準の廃止について」を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大野	<p>それではご説明します。</p> <p>「議案第5号 資料①」と左上に書かれた資料をご覧ください。</p> <p>さくら市では「空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準」という基準を設けております。この基準に基づき、現在では空き家に付随した農地を取得する場合は50aの下限面積を0.01aに引き下げるといった措置をとっております。しかし令和5年4月1日より農地法の改正により、下限面積要件が撤廃されるため、それに伴ってこちらの別段面積取扱基準が不要となり廃止することが適切と考えております。</p>

		<p>本取扱基準の廃止後は、別段面積の指定等を行わず、ほかの3条申請と同様に「全部効率要件」「農作業常時従事要件」「地域調和要件」を満たすかどうかで許可もしくは不許可の判断をしていくことになります。</p> <p>つきまして、空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準については廃止としてよろしいか、お諮りします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
7番	小管	<p>空き家バンクに付随している狭小農地を取得するということは、農業をやっても農地が買えるのが条件だったと思うのですが、農作業常時従事要件が入っていると、そこはどうかと思うのですが。</p>
事務局	大野	<p>農作業常時従事要件は年間150日と決まっておりますが、下限面積廃止に伴い、狭小農地に関しましては150日にとらわれず、面積に応じた日数を営農計画書や、それに付随する申請の内容を考慮し皆さんに審査していただくこととなりますので、農作業常時従事要件が年間150日に満たないので不許可になることはない想定されております。</p>
7番	小管	<p>農作業常時従事要件は、過去の従事実績で判断すると思うのですが、今まで全く農業に従事していなくて、今回空き家で家庭菜園程度の農業をやりたい場合は、個別に農業委員会が判断することですか。</p>
事務局	大野	<p>過去の実績がなくても、これからの計画で判断することになります。</p>
議長	齋藤	<p>他に何か意見がありましたらお願いします。 意見が無いようですので、採決に入ります。 議案第5号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認さ</p>

		<p>れました。</p> <p>次に、議案第6号「さくら市農業委員会個人情報保護条例施行規程の改正について」を議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日付けで「さくら市個人情報保護条例」及び「さくら市個人情報保護条例施行規則」が廃止され、「さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」が制定されます。</p> <p>それに伴い、市農業委員会で定めている「さくら市農業委員会個人情報保護条例施行規程」の改正が必要となります。</p> <p>つきましては、別紙のとおり改正してよろしいかお諮りします。</p> <p>なお、内容につきましては、法令関係の担当部署である総務課と協議が済んでいることを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>これは、名称の変更なのですか。</p>
事務局	大山	<p>そのとおりです。</p>
議長	齋藤	<p>他に何か意見がありましたらお願いします。</p> <p>意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第7号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状</p>

況その他事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。

本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。なお、令和4年度に制度が変更され、目標については、3月末までに定めなければならないこととなりました。

それでは、「議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を御説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。

はじめに、1ページ目の「Ⅰ 農業委員会の状況」については、令和5年4月1日現在のさくら市の農業の概要、農業委員会の体制について記載しています。

「Ⅱ最適化活動の目標」では、国からの通知により、農業委員会は、最適化活動における成果目標として3つ、活動目標として3つの項目について制定することとされました。

最初に成果目標についてです。1つ目としては、農地の集積に關すること、2つ目は、遊休農地の解消、3つ目として新規参入の促進です。

まず、(1)農地の集積②目標にあるとおり令和4年度の集積率は61.1%で、令和5年3月現在、管内の農地面積は5290haですので、段階的な目標として、今年度の担い手への集積率を65%とし、目標の集積面積を3438.5haと設定しました。活動計画として、市農政課と連携し、広報誌やチラシにより機構集積協力金の概要などについて周知することを予定する一方で、あっせんの申出があった場合は、速やかに担当農業委員を指名し、耕作者発掘に努めます。

次に(2)遊休農地の解消目標として、令和3年度を基準とすることとされ農地パトロールの結果は緑区分3.8haであったことから解消目標は0.8haと設定しております。

続いて(3)新規参入の促進ですが、権利移動面積を過去3年の面積の平均をとり1割以上を記入することとされているため、25.0haと設定しました。

続きまして、活動目標についてです。

活動目標の設定は、1つ目は推進委員等が最適化活動を行う日数、2つ目は、活動強化月間の設定、3つ目は新規参入相談会への参加の3つとなっております。

2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数

		<p>目標として、令和5年度もそれぞれ、月に6日と設定し(2)活動強化月間は3か月以上記載することとされているため8月～9月遊休農地の解消に関する補助金の周知を行い、10月農地の集積として出して・受けての意向の把握に努めるという目標を設定しました。</p> <p>(3) 新規参入座談会への参加目標ですが、各市町で現在相談会等を実施しているところはほとんどないため、どの市町でも目標の設定に苦慮しているところです。このため、今後栃木県や、農業会議等が日時を設定し、開催することも検討しているようでありますので、目標設定は開催場所宇都宮市として、内容は、新規就農を検討している方へのさくら市内での農業に関する情報提供、相談としました。</p> <p>説明については以上でございますが、本(案)については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>議案第8号で、最適化の推進に関する指針にも同じような数字があったと思うのですが、事務局に確認したところ、どこから数字を持ってくるか等は、基準日が違ったり、作成する書類によって違ってくるので、微妙に数字の違いが出てきてしまうということです。その辺も頭に入れていただきたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>何か意見がありましたらお願いします。</p> <p>意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第7号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第8号「さくら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	高野	<p>資料は3つあります。「議案第8号 さくら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」というタイ</p>

トルのホチキス止めになっているもの、これが議案そのものになります。2つ目は、「議案第8号 資料①」という本日お配りした、原案からの修正箇所が赤字で示されているもの、3つ目の資料「議案第8号 資料②」で、改定案に対する農業委員さんと推進委員さんからいただいた意見と、それに対する対応についてまとめたものです。

2月24日開催の2月定例総会の総会終了後にご説明いたしました「さくら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（改定案）」につきまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様にご意見を求めましたところ、農業委員からは意見はありませんでしたが、農地利用最適化推進委員からは、3名、計7件の意見がありました。

その内容について、資料②に、いただいた意見と、それに対する対応を取りまとめております。

資料②の表をご覧ください。

農地利用最適化推進委員さんの意見で、1点目が指針の5ページ中段（2）②企業参入の推進について、農地保有適格法人についても併記してほしいというご意見がありました。ということなので、対応といたしまして企業の所にカッコ書きで「農地所有適格法人を含む」と追記しました。

2点目、5ページ（2）③農業委員会のフォローアップ活動について、多少肉付けしてほしいという意見です。資料の赤字のとおり「地域農地の借入れ体制や補助制度を活用するなど」具体的活動内容について追記しました。

続いて3点目、4ページ（2）②農地中間管理機構との連携についての説明で、地域集積協力金の有効活用について追記してほしいという意見がありまして、こちらはのとおり追記させていただきました。

続いて4点目、4ページ（2）③農地の利用調整と利用権設定について、こちらに「農地中間管理事業集約化協力金の活用を図る」と追記してはどうかというご意見だったのですが、農地中間管理事業集約化協力金の活用については、②の「農地中間管理機構等との連携について」に集約し、③についてはそのままということにさせていただきました。

続いて5点目、「推進に関する指針」はあまり必要ないという意見がありました。こちらは前回説明させていただいたとおり、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法において、全ての農業委員会において定めなければならないこととされました。また、同

指針の作成については、農地利用最適化交付金の事業実施要件になっていることから、令和4年度末までに定めなければなりません。更に、改正農業委員会法において、「指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならない」とされておりますので、今回のような形をとっております。

続いて6点目、農地等の利用の最適化の推進に関しては、積極的な働きかけは必要が無いのではないかという意見です。こちらに関しては、農業委員会等に関する法律第6条の所掌事務に「農業委員会は、その区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行う」と規定されております。

最後の7点目のご意見は、「遊休農地の発生防止について」及び「担い手への農地利用の集積集約化」についての意見というところで、3つの意見をいただいております。1つ目は「畑地化支援・定着促進支援事業」という、畑地化支援に対して小規模地域でも複数農家で守っている開田地域でも支援されるよう働きかけをお願いしたい。2つ目は、各種交付金・支援金のあり方や方針は、フレキシブルに農地の筆や地域ごとに支援対応をお願いしたい。

3つ目は、荒廃が進行した農地を復元するためには莫大な労力や費用が必要なので、そういった取り組みをしている農家へも手厚く支援してほしい要望がありました。こちらについては、今後の建議要望の際の参考にさせていただきたいと思います。

以上の意見を受けて、前回お示しした意見を一部修正し、8号議案となっております。

なお、資料①に指針の修正箇所にアンダーライン付きの赤字で明記しましたので確認願います。

以上です。

議長

齋藤

それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。

意見が無いようですので、採決に入ります。

議案第8号について承認される方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長

齋藤

全員挙手ですので、議案第8号については、原案どおり承認されました。

ここで、暫時休憩とします。

(午後2時34分から午後2時45分の間、暫時休憩)

議長 齋藤

それでは会議を再開します。  
議案第9号「情報公開審査請求裁決について」を議題に供します。  
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 大山

それでは、議案第9号ですが、情報公開請求の関係で、〇〇の関係なのですが、こちらが裁決書ということで、参考としてもう一度経緯をご説明させていただきます。

請求人は、△△地区にある〇〇が、過去に堆肥舎を建設する際に農地転用許可を3回取得しているが、いずれも始末書を添付し追認での許可をしていることを違法であると主張していたものです。

これに対し、平成△年△月、△月に〇〇に農業委員会が立入調査を実施し、平成△年△月の定例総会において、違反転用による許可の取消や、現状回復命令、その他の措置は行わないとし、意思決定をしているところであります。

事務局は、令和△年△月△日に弁護士に相談をしているが、この相談結果を開示してほしいと令和△年△月△日に請求人より情報公開請求がありました。弁護士に相談した際の資料等は公開したところではありますが、相談した内容や結果については一部非公開の部分があり、黒塗りで相手方へ渡しています。この黒塗りにしたことが不服であるとし、全て開示してほしいと請求するものであります。

〇〇の情報公開の件で、令和△年△月、審査請求人である、□□氏より行政不服審査法に基づく審査請求があり、令和△年△月△日にさくら市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しまして、こちらが今回の結果です。資料1枚目の「主文」という所を御覧下さい。こちらを要約しますと、非開示にした部分で個人情報や、弁護士の相談結果を非開示にしたことは妥当であるという結論に至りました。非開示とした部分の中に、登記簿謄本における、登記官の印鑑部分がありますが、これは非開示ではなく、開示することが妥当であるという判断がなされ、農業委員会へ答申がありました。

農業委員会は、審査請求人に対して裁決書を通知する必要があるため原案どおり請求人あて通知してよろしいかお諮りします。

		<p>なお、内容につきましては、情報公開関係、法令関係の担当部署である総務課と協議が済んでいることを申し添えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>黒塗りの部分は個人名の所等ですか。</p>
事務局	大山	<p>個人情報の部分や、弁護士との協議内容も黒塗りです。</p>
19番	石田	<p>悪臭の問題が根本なのですか。</p>
事務局	大山	<p>この△△の求めているところは、臭いを無くすことです。こちらの△△への窓口での対応としましては、農業委員会の窓口ではなく、生活環境課が対応するというので、市役所内では共通の認識をしております。</p> <p>弁護士との協議経過等の書類は農業委員会にあるので、それを見せてほしいということで、請求先は農業委員会となっております。ただ、今回の裁決書をもって、農業委員会としては、こういった手続きを踏んで審査請求を棄却すると決定するものです。</p>
議長	齋藤	<p>他に何か意見がありましたらお願いします。</p> <p>意見が無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第9号については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号4番、</p> <p>報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号9番はお目通しを願います。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。</p> <p>(午後2時54分)</p>